

練馬区総合事業サービスコード
令和6年4月1日～令和6年5月31日

練馬区通所サービス(A6)
(練馬区においては被爆者手帳の提示がある方等に限定して使用)
事業対象者・要支援1・要支援2

令和6年4月22日

水色⇒新設 ※赤太字のコードを修正しました(令和6年4月22日)

黄色または赤字⇒変更

灰色⇒廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1	1,798 単位	1798	1月につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		(2) 事業対象者・要支援2	3,621 単位			3621
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		(2) 事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位			447
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	

練馬区総合事業サービスコード
令和6年4月1日～令和6年5月31日

練馬区通所サービス(A6)
(練馬区においては被爆者手帳の提示がある方等に限定して使用)
事業対象者・要支援1・要支援2

令和6年4月22日

水色⇒新設

黄色または赤字⇒変更

灰色⇒廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240	1月につき
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合	480 単位加算	480
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88 単位加算	88
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2 176 単位加算	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		事業対象者・要支援1 72 単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2 144 単位加算	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		事業対象者・要支援1 24 単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援2 48 単位加算	

練馬区総合事業サービスコード
令和6年4月1日～令和6年5月31日

練馬区通所サービス(A6)
(練馬区においては被爆者手帳の提示がある方等に限定して使用)
事業対象者・要支援1・要支援2

令和6年4月22日

- 水色⇒新設
- 黄色または赤字⇒変更
- 灰色⇒廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	又 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	1月につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング 加算 (1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善 加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算		

練馬区総合事業サービスコード
令和6年4月1日～令和6年5月31日

練馬区通所サービス(A6)
(練馬区においては被爆者手帳の提示がある方等に限定して使用)
事業対象者・要支援1・要支援2

令和6年4月22日

- 水色⇒新設
- 黄色または赤字⇒変更
- 灰色⇒廃止

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 ×70%	1月に□き
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		(2)事業対象者・要支援2	3,621 単位		
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位	305	1回に□き
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		(2)事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447 単位		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 ×70%	1月に□き
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		(2)事業対象者・要支援2	3,621 単位		
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位	305	1回に□き
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		(2)事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447 単位		

令和6年3月までで廃止された加算

A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225 単位加算	225	1月につき		
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)(運動機能向上加算を算定している場合)	100 単位加算	100			
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上および栄養改善		480 単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2		運動器機能向上および口腔機能向上	480 単位加算		480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善および口腔機能向上	480 単位加算		480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善および口腔機能向上		700 単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算	120 単位加算	120			